

市民税・都民税申告

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

市民税・都民税申告は、1月1日に市内に住んでいる人などが、昨年1年間に得たすべての所得について申告書を提出する手続きです。今年度から電子申告もできます。くわしくは市ホームページをご覧ください。

問課税課市民税係・内線1207



◆ 申告が必要な方

申告が必要	下記のいずれにもあてはまらない方
申告が不要	令和7年分所得税の確定申告書を税務署に提出する方
	令和7年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方（提出状況は勤務先の給与担当者に確認してください）
	令和7年中の収入が公的年金等のみ（遺族・障害年金等非課税の年金を除く）で、控除等の追加がない方
	同居の親族に扶養されている方（ただし、所得金額が記載された証明書の発行を希望する場合は申告が必要です）

◆ 申告に必要なもの

申告書	昨年申告した方には、1月26日に発送しました。申告・相談会場や課税課（市役所1階36番窓口）、窓口サービスセンターで配布しています。
令和7年中の所得に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票 それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費がわかる帳簿など
令和7年中の控除に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書 社会保険料・寄附金等の領収書 医療費控除の明細書（ご自宅で作成して持参） 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類（通知カード等）と運転免許証等

よくある質問 Q & A

① 所得税の確定申告の相談や提出は市役所でもできますか。

A 所得税の相談等は立川税務署にお願いします。すべて記入済みの確定申告書に限り、市役所窓口でお預りし税務署へ提出します。なお、申告書等に收受日付印の押印はしていません。

② 医療費控除を申告したいのですが、領収書があれば申告できますか。

A 領収書では申告できません。医療費控除の明細書を作成して提出してください。

所得税の確定申告は税務署へ

問立川税務署 (523)1181

● e-Taxでの確定申告が便利です

- 「国税庁」のホームページの「確定申告等作成コーナー」から作成・提出まで完結
- 自宅で作成済みの申告書の郵送提出も可能
- 動画で説明が見られるから安心



国税庁
ホームページ



YouTube
国税庁動画チャンネル



国税庁
LINE公式アカウント

- 申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類が必要
- 入場整理券を配布（国税庁LINE公式アカウントから事前入手が可能）

● 相談方法

- チャットボット（右2次元コードから）
- 電話相談 = 国税相談専用ダイヤル ☎ 0570 (00) 5901
- e-Taxの使い方 = 作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570 (01) 5901



税務相談
チャットボット

● 作成・提出は税務署へ

- 場所 = 立川税務署（緑町4-2立川地方合同庁舎内）
- 期間 = 2月16日(月)～3月16日(月) [土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月1日(日)は開設]
- 時間 = 午前9時～午後5時（受付は午前8時30分から、提出は午前8時30分～午後5時）

● ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方へ

- 確定申告や市民税・都民税の申告をすると特例制度が適用されません
- 申告をする際は、すべての寄附金の領収書または寄附金時受領証明書を添付してください